

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例及び鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に出願された特許に係る職務発明に関し、補償金その他の規定の効力についての経過措置を講ずる等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 施行日前に出願された特許に係る職務発明について、廃止前の職員の職務発明等に関する規則の補償金等の支払の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、平成18年4月1日から適用する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県内における求人動向の変化にかんがみ、高等技術専門校において行う訓練の内容及び定員を見直す。
- (2) (1)に伴い、在職者に対して行う短期の職業訓練のうち、受講料の額を規則で定めることとされている高度な技能を習得する訓練に係る受講料の額を見直す。

2 規則の概要

- (1) 倉吉高等技術専門校の訓練科等を次のとおり改める。
 - ア コンピュータ制御科（訓練期間1年）の定員を10人（現行 20人）に減員し、コンピュータ制御科（定員20人、訓練期間2年）を新設する。
 - イ O Aシステム科を廃止する。
 - ウ 建築科を廃止し、木造建築科（定員20人、訓練期間1年）を新設する。
 - エ 総合実務科の定員を15人（現行 10人）に増員する。
 - オ I T技術者育成科を廃止し、P Cネットワーク科（定員10人、24時間）を新設する。
- (2) 米子高等技術専門校の訓練科等を次のとおり改める。
 - ア 設計・インテリア科（定員20人、訓練期間1年）を新設する。
 - イ O A事務科及び造園エクステリア科を廃止する。
 - ウ I T技術者育成科を廃止し、情報セキュリティ科（定員10人、20時間）を新設する。
- (3) 高等技術専門校に設置するP Cネットワーク科及び情報セキュリティ科の在職者訓練に係る受講料の額を、1時間につき400円とする。
- (4) 授業料の減免の対象となる者に、成年に達した生徒を扶養している者の疾病、障害及び死亡により授業料の納付が困難であると認められる者を加える。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

主要農作物種子法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 稲及び大豆の生産物審査時期について、実態に合わせた審査時期に改める。
- (2) 個人情報保護の観点から、指定種子生産ほ場等の指定書の交付を受けた者の住所等の公示を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり生産物の審査時期を改める。

区分	現行	改正後
稲	毎年11月1日から12月末日まで	毎年9月1日から翌年の1月末日まで
大豆	毎年11月1日から12月末日まで	毎年11月1日から翌年の2月末日まで

- (2) 指定種子生産ほ場等の指定書の交付を受けた者の住所等は、公示しないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 出納機関とみなされる機関から商工労働部産業技術センターを削り、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを加える。
- (2) 総合事務所の会計係長の専決事項に関する規定を削る。
- (3) 規則中「吏員」を「職員」に改める。
- (4) 規則中引用している地方自治法の根拠条項を改める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の廃止等について

1 規則の廃止理由

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の目的である県内の同和関係者の子等への修学のための資金の貸与については、日本学生支援機構第二種奨学金等の一般施策で対応が可能であることにかんがみ、同規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則は、廃止する。
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の廃止について

1 規則の廃止理由

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(以下「規則」という。)を、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る換地処分は、一部の再換地処分を除いてすでに完了しているため、利子補給制度はその役目を終えていること。
- (2) 昭和61年以降、新たな利子補給金の交付の実績がないこと。
土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子補給制度・・・鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に伴い、移転者等が行う建築物の新築、改築等のための建築資金等に係る利子について利子補給金の交付を行う制度

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県産業技術センター条例が廃止されることに伴い、鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県産業技術センター条例施行規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。